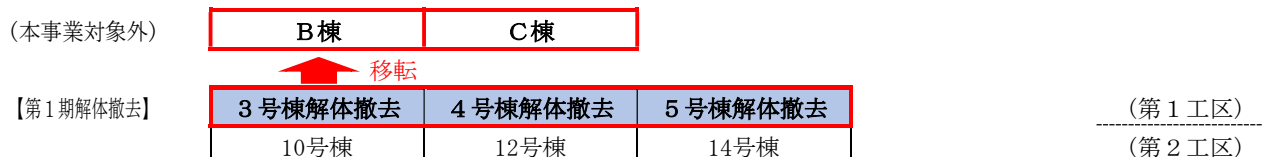


添付資料04 入居者移転計画（基本手順）

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。なお、B棟及びC棟の建設と入居者移転事務は本事業の対象外です。

1 既存住棟等の解体撤去（第1期）

現在建設中の県営上和田住宅のB棟及びC棟が竣工し（令和3年10月竣工予定）、第1工区の既存住棟（3号棟～5号棟）の入居者のB棟及びC棟への移転完了後（本事業対象外）、第1工区に存在する当該住棟等の解体撤去を行う。



2 建替住棟等の整備（第1期）＋既存住棟等の解体撤去（第2期）

第1工区にて建替住棟等の整備（各建替住棟等の整備時期については提案による。）を行い、県に引渡しを行う。

その後、第2工区の既存住棟（12号棟及び14号棟）の入居者の第1工区の建替住棟（管理開始時期は提案による。）移転完了後（管理開始から概ね2ヶ月後）、これらの住棟及び付属建物等の解体撤去を行う。



3 建替住棟等の整備（第2期）＋既存住棟等の解体撤去（第3期）

第2工区にて、建替住棟等を整備し、県に引渡しを行う。

その後、第2工区の既存住棟（10号棟）の入居者の第2工区の建替住棟（管理開始時期は提案による。）移転完了後（管理開始から概ね2ヶ月後）、この住棟及び付属建物等の解体撤去を行い、付帯施設等を整備する。

